

第5章 施設整備に係るその他の項目

第1節 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村が設置する一般廃棄物処理施設について実施が義務付けられているもので、施設の設置者は、国から示された「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（以下「指針」という。）に基づき、計画段階でその施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査を実施し、その結果を踏まえ、生活環境に配慮した対策を検討したうえで、施設の計画を作成します。

1 調査事項・項目

調査事項は、指針に基づき、廃棄物処理施設の稼働ならびに当該施設に係る廃棄物運搬車両の搬出入に伴って生じる生活環境への影響に関するものとし、大気質、騒音、振動、悪臭について調査を行うこととします。

なお、水質については、排水を公共用水域に排出せず、下水道法の規定に基づく下水排除基準を満たすよう処理を行ってから公共下水道へ排除することから、調査は不要となります。

2 調査に係る基本的な考え方

国から示された指針に記載された調査手法により、調査を行うことを基本的な考え方とし、整備後の施設が現施設より施設規模が縮小されることや、平成12年度に実施したダイオキシン削減対策工事の生活環境影響調査の調査結果などを踏まえ、今後予定される基本設計において、整備後の施設の基本的仕様が定まった段階で、具体的な調査事項・項目、調査対象地域等を設定します。それに基づく現況把握、予測、影響の分析（環境保全措置の検討）を行い、「生活環境影響調査書」として取りまとめるものとします。

また、現在地における大規模な整備工事であることを勘案し、工事期間中の地域への騒音、振動等の影響についても、調査の実施を検討します。

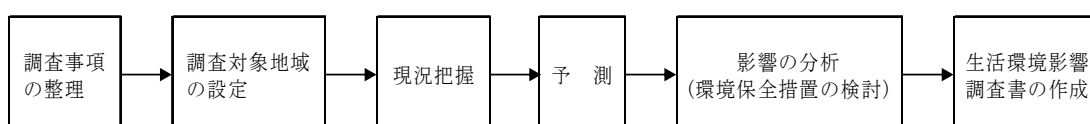


図4 生活環境影響調査の基本的な流れ

なお、生活環境影響調査書については、「函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例」に基づき、告示・縦覧を行い、関係住民から生活環境の保全上の見地からの意見書提出手続き等を経て、最終的に確定します。

第2節 事業手法

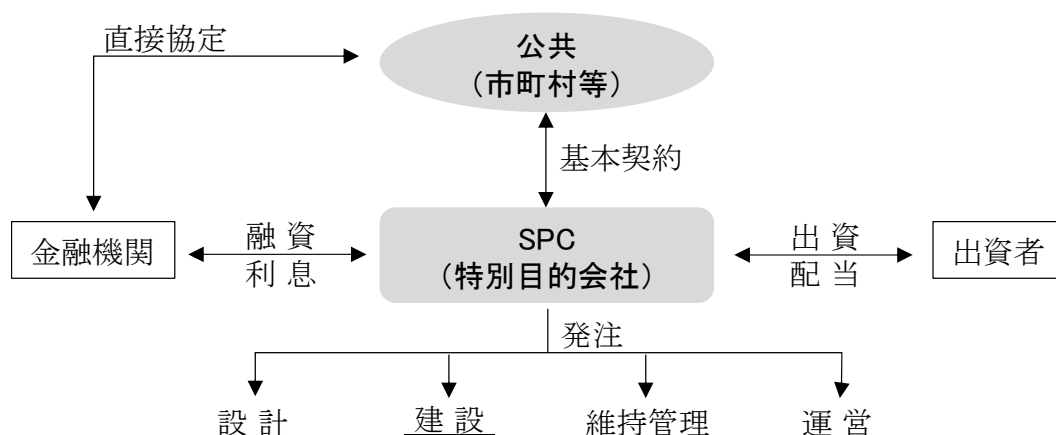
従前の公共工事は、公共が施設整備を行った後、運営を公共もしくは民間事業者
に委託する、工事と運営を分離した手法が主流でしたが、近年は施設整備と運営を
一体の事業とするPFIやDBO等の事業手法の導入が進んでいます。

国は、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関
する法律（PFI法）」を制定するとともに、PFI事業に関する様々なガイドライ
ンを示すなど、公共施設等の建設、運営において民間の資金や経営能力、技術力を
活用する手法の導入を推進しています。

本市においては、「函館市におけるPFI導入に向けての指針（平成17年1月策定、
平成29年3月改訂）」に基づき、施設整備費が10億円以上で、年間の維持管理費が1
億円以上の事業について、PFI事業（PFI、DBO等）としての可能性の検討を
行うこととしています。

・ PFI

PFI（Private Finance Initiative -民設民営-）では、一般的に公共は、
民間事業者が本事業を遂行するため事業目的を限定して設立する会社である
SPC（Special Purpose Company -特別目的会社-）と事業契約を締結し、
資金調達・建設から長期運営までを委ねることから、公共の財政支出の平準化
が図られるものであり、施設所有権の移転時期による種別があります。



・ **DBO等**

DBO (Design Build Operate -公設民営-) では、公共が資金調達を行い、民間事業者に施設整備と長期運営を一体の事業として委ね、事業実施に関する基本契約のほか、建設工事、運営委託に係る各契約を締結します。

また、運営委託の範囲を補修に限定し、民間に委ねるDBM (Design Build Maintenance) という事業手法もあります。

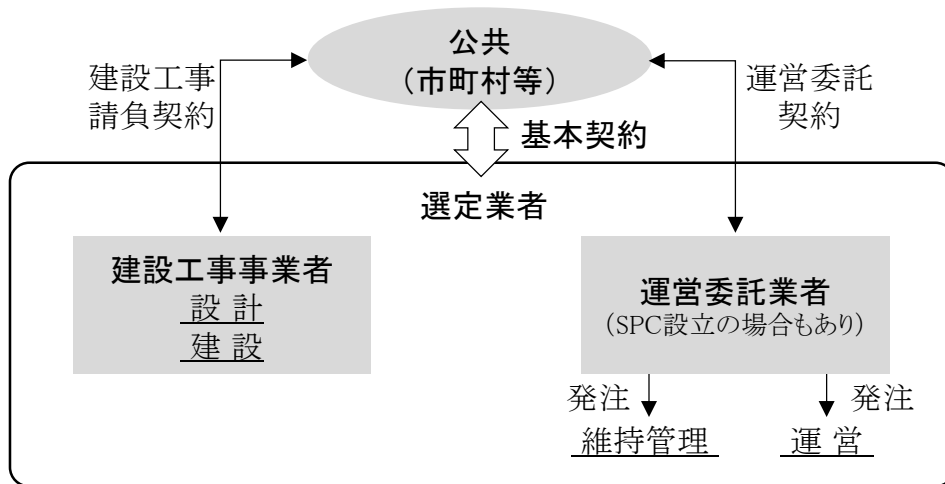


図6 DBOの基本的な構造

1 ごみ処理施設において想定されるPFI・DBO等

PFI・DBO等について、近年、一般廃棄物処理施設の整備、運営事業において採用されている主な手法は、表19に示すものがあげられます。

表19 一般廃棄物処理施設等で採用されている主な事業手法

事業手法	内容		資金調達	設計建設	運営等	施設の所有			民間 関与度
	特徴					建設時	運営時	事業終了後	
PFI 〔民設 民営〕	BOO Build Own Operate 建設-所有-運営等	民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、民間が施設を解体。(契約を継続する場合もある) 事業終了後も所有権は民間が保有。	民間	民間	民間	民間	民間	民間	大 ↑
	BOT Build Operate Transfer 建設-運営等-移転	民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、公共へ所有権を移転。 所有権移転まで、固定資産税収入が見込める。	民間	民間	民間	民間	民間	公共	
	BTO Build Transfer Operate 建設-移転-運営等	民間が資金調達し施設を建設。施設完成後所有権を公共に移転し、運営を事業終了まで同一の民間に委ねる。 運営開始直後から所有権が公共にあり、独占的利用が確保される。	民間	民間	民間	民間	公共	公共	
DBO等 〔公設 民営〕	DBO Design Build Operate 設計-建設-運営等	公共が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者が発注する。 業務の関連性・一体性や長期的運営を見越した民間事業者の創意工夫の発揮が期待される。	公共	公共 民間	民間	公共	公共	公共	↓ 小
	DBM Design Build Maintenance 設計-建設-補修	公共が資金調達・事業主体となり、施設の建設と補修を一体で民間に発注し、補修を除くその他の運営を公共が担う。 運営における公共の関与度が高い。	公共	公共 民間	公共 民間	公共	公共	公共	
公設公営	財源確保から設計・建設・運営全てを公共が行う。(運営を民間委託するものを含む)		公共	公共	公共	公共	公共	公共	

※本市においては、DBO等をPFIの類似手法として検討対象としている。

2 検討の方向性

検討にあたっては、民間活力の導入により、効率的かつ効果的な施設整備・運営を確保するため、市の指針等に基づき、本事業の期間や特性等を踏まえ、PFI導入の適否を評価したうえで、事業手法を決定します。

第3節 財政計画

施設整備にあたっては、国の「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、国交付金、地方債および一般財源を見込みます。

現時点で想定される、概算事業費の内訳については表20、財源構成等については図7および表21のとおりとなります。

表20 概算事業費の内訳

(単位：億円)

区 分	概算事業費		
		国交付金対象事業費	国交付金対象外事業費
施設整備事業 (施設建設費、付帯工事費等)	230.1	177.8	52.3
計画支援事業 (生活環境影響調査、 基本設計等)	1.2	0.9	0.3
計	231.3	178.7	52.6

(単位：億円)

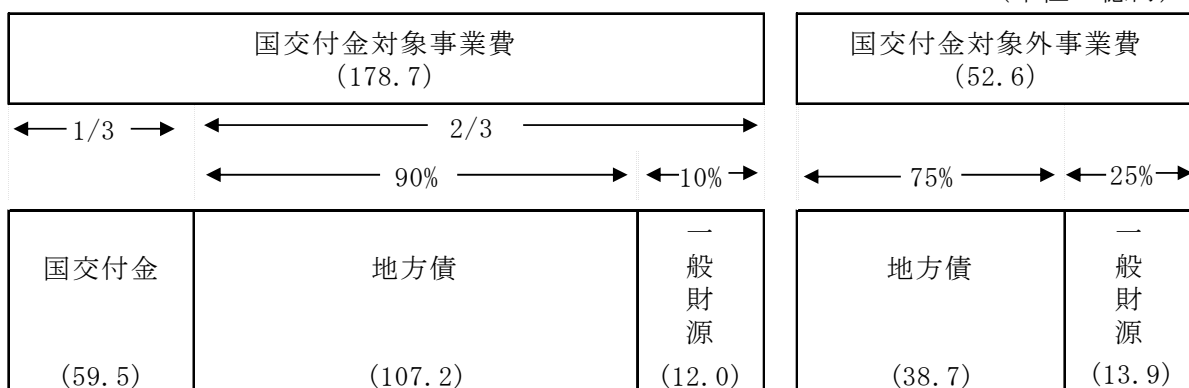


図7 財源構成

表21 財源内訳

区分	金額(億円)	比率(%)
国交付金	59.5	25.7
地方債	145.9	63.1
一般財源	25.9	11.2
計	231.3	100.0

※財源の考え方

- ・国交付金：対象事業費の80%を対象経費として算定
交付率3分の1
- ・地方債：一般廃棄物処理事業債（施設・補助事業分）
充当率90%
：一般廃棄物処理事業債（施設・単独事業分）
充当率75%

第4節 事業スケジュール

施設の基本設計をはじめ、建築物劣化状況調査、生活環境影響調査、事業者選定、整備工事などを経て、平成39年度における施設の全面供用開始をめざします。

表 22 事業スケジュール

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
調査等	H28～施設整備基本計画										
		建築物劣化状況調査									
		PFI導入可能性調査									
		基本設計									
		生活環境影響調査	結果の縦覧								
事業者選定			業者選定委員会の開催								
			発注公告・説明								
			提案書の受付・入札、決定・契約								
整備工事				実施設計							
				施設設置届							
				1号炉整備							
							2号炉整備				
									3号炉整備		
										供用開始	

※ 事業推進にあたっての留意事項

- ・ 地元町会等に十分説明を行い、意見を聞きながら整備に取り組みます。
- ・ 基本設計の精査等により、整備工事期間の短縮について検討します。
- ・ 競争性の確保とともに、施工、資材・物品等調達における地元業者の参入に配慮した発注方法について検討します。

第5節 周知および啓発

1 推進に係る周知

ごみ処理を継続しつつ、施設整備を行っていくうえで、地域住民をはじめとする市民の理解と協力が不可欠であることから、事業の進捗状況などを積極的に広報することとし、表 23 の周知方法等について検討を行います。

表 23 周知方法

方法	内容	周知範囲	備考
ホームページ	インターネット上での情報提供	閲覧者	多くの情報を掲載することができる
SNS (Social Network Service)	Twitterを利用した情報発信	受信者	情報の伝達が早い
広報誌	市政はこだてへの掲載	市内全戸	多くの市民が手にする
	年2回発行の環境部ニュースへの掲載	町会 加入者等	多くの市民が目にする
町会 回覧板, 掲示板	印刷物の回付/掲示	町会 加入者等	多くの市民が目にする
工事現場での掲示	パネル掲示	閲覧者	最新の情報を直接伝えることができる
出前講座, 現場見学会	資料などによる説明	参加者	最新の情報を直接伝えることができる

2 施設を利用した啓発等

施設の利用を通して、市民一人ひとりの環境に対する意識啓発等をめざし、表 24 の啓発方法の実施のため、必要な展示スペースや設備、体験型コンテンツ等について検討します。

表 24 啓発方法

項目	方法	内容
伝える	ごみ処理状況等の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の仕組みや分別の現状 ・家庭でのごみ分別 ・3R(リデュース, リユース, リサイクル)活動
	施設案内DVDの映写	説明場所での映写等
	プラント内燃焼状況等の映写	
	環境保全状況のモニター表示	
発電状況のモニター表示		
見せる	模型展示	施設や発電機等の模型展示
	焼却不適物展示	不適物や炉で焼却されなかった物、焼却設備への影響等の説明展示
	エコライフパネル展	地球にやさしい生活(エコライフ)の情報提供
考える	ごみ分別ゲーム	ごみの分別ルールをゲーム形式で学習
	環境学習クイズ	環境問題やごみ削減について、クイズ形式で学習

また、整備後の施設における排ガス測定値等について、ホームページ等による情報発信に努めます。